

# 社会実験に関する検証検討会 とりまとめ(平成29年3月)概要等について

# 1 とりまとめの概要

## 経緯

○世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）（抄）  
 対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含めて、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度の精査・検討を行い、「アクションプラン」を策定する。

○IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（平成25年12月20日IT総合戦略本部決定）（抄）  
 インターネット等を利用した、対面以外の方法による重要事項説明について、具体的な手法や課題への対応策に関する検討に着手し、平成26年6月に中間とりまとめを行い、平成26年中に結論を得て、必要な方策を講じる。

○ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会最終とりまとめ（平成27年1月公表）（抄）  
**賃貸取引**と**法人間売買取引**を対象としたITを活用した重要事項説明に係る**社会実験**を行う。

## 社会実験に関する検証検討会における検証結果

### 《賃貸取引》

IT重説を実施する際に遵守すべき事項の明確化、宅建業者への周知等の準備措置（宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年 不動産課長通知）の改正、マニュアルの作成等）を実施した後、**本格運用に移行することが適当**である。

なお、本格運用は、準備措置が整い次第、速やかに開始する（平成29年10月目途）。

### 《法人間売買取引》

本格運用への移行の可否を判断するに足る十分な結果が得られたとは言えず、**社会実験を継続実施することが適当**であり、その後の検証検討会において、必要な対策をとること等で問題ないと判断され、かつ、新たに懸念される点が生じなかった場合は、本格運用に移行する。なお、社会実験は、新たに社会実験に参加する登録事業者の募集等の準備措置が整い次第、速やかに開始する（平成29年8月目途）こととし、その**期間は1年間**とする。

また、社会実験の開始後、半年に1回程度、検証検討会を開催し、その結果を検証することとし、検証の状況によっては社会実験の期間を短縮する。

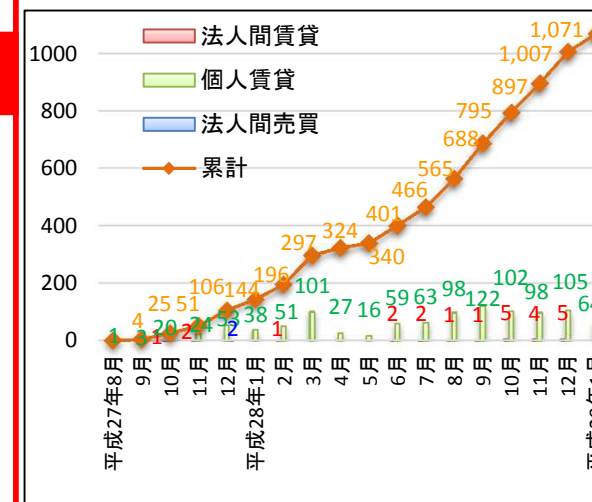
### 《個人を含む売買取引》

平成29年度に開始する**賃貸取引の本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うこと**を検証検討会において**検討**する。

## 社会実験の概要と結果

- 対象  
 賃貸取引（法人・個人）及び法人間売買取引  
 ※個人を含んだ売買取引については、対象外。
- 期間  
 平成27年8月31日～平成29年1月31日  
 （約1年5か月間）
- 実施主体  
 国土交通省に登録した宅地建物取引業者  
 303社（うち53社が実施）
- 実施結果
 

・法人間売買	0
・法人間売買の仲介・代理	2
・法人間賃貸の仲介・代理	24
・法人間以外賃貸の仲介・代理	1,045
	計1,071



#### 概要

- 「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」は、平成29年5月30日閣議決定。  
(これに伴い、世界最先端IT国家創造宣言は廃止。)
- 官民データ活用推進基本法第8条第1項の規定に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として策定。
- IT重説は同計画において重点分野として指定する8つの分野のうち「電子行政分野」において、重点的に講ずべき施策として位置づけられている。  
(IT重説を含む重点的に講ずべき施策は次頁参照)



#### 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化(同計画P.43抜粋)

- 対面に加えてITを活用した重要事項説明を可能にすることにより、遠距離の場合の負担が軽減されることや、対面するために要する時間の有効活用などの効果が期待。
- 賃貸取引については、平成29年10月以降、重要事項説明のオンライン化の本格運用を開始する。  
また、法人間売買取引については平成29年8月以降、1年間の社会実験を行い、平成30年度中に結論を得る。さらに、個人を含む売買については賃貸取引における本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うことを平成30年度中に検討。

#### [重点的に講ずべき主な施策]

##### オンライン化原則、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革

- ・ 行政手続等(官-民、地方-民、民-民)の棚卸し
- ・ その結果を踏まえた、業務の見直し(BPR)を踏まえたシステム改革(行政全体のデジタル化(ペーパーレス化含む)、自治体クラウド化等)、オンライン化原則に向けた一括整備法
- ・ 行政手続等における住民票の写しや戸籍謄抄本、登記事項証明書等の提出不要化
- ・ 社会保険・労働保険関連事務のIT化・ワンストップ化(電子的利用率向上等)
- ・ ブロックチェーン等を活用した政府の業務改革の推進
- ・ 法人インフォメーション等を活用した政府全体のバックオフィス連携
- ・ マイナンバーカードと電子委任状を活用した政府調達
- ・ 不動産取引に係る重要事項説明のオンライン化 等

##### オープンデータの促進

- ・ 国等が保有する行政データの棚卸し
- ・ 官民ラウンドテーブルの開催(民間ニーズに則したオープンデータ推進)
- ・ 不動産登記情報の公開の在り方の検討
- ・ 登記所備付地図データの事業者等への提供
- ・ 政府衛星データのオープン化及びデータ利用環境整備
- ・ 統計データのオープン化の推進・高度化
- ・ 法人情報の利活用促進 等

##### マイナンバーカードの普及・活用

- ・ 子育てに続き介護・相続等のライフイベントにかかるワンストップサービスの推進
- ・ 利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロード実現
- ・ マイナンバーカードの多機能化推進(マイキープラットフォーム活用等) 等